	水先の求めの受け付けは、次のいずれかの方法によるものとする。		
受付方法	(1) 合同事務所の窓口における受付		
	(所在地:静岡県静岡市清水区日の出町10番80号		
	マリンターミナル 3F)		
	(2) 電話による受付 (電話番号:054-352-2191)		
	(3) ファクシミリによる受付 (FAX番号: 054-351-0527)		
	水先の求めの受け付けに当たっては、次のすべての事項について、		
受付事項	利用者から情報を得るものとする。		
	(1) 船名、総トン数、全長、喫水、多層甲板船該当の有無、		
	速力及び積荷の種類		
	(2) 船舶所有者(水先法第3条)の氏名又は名称及び住所		
	(3) 水先区間及び水先開始予定時刻		
	(4)輸出免税等(消費税法)該当の有無及び検疫の要否		
	(5) その他利用者から得た特別な事項		
	会員の休息時間及び休日を確保し、水先の求めの受け付けを計画的		
当直表	に行うことにより、会員の安全かつ確実な水先業務の実施を確保す		
	るため、毎週、翌々週一週間分の会員ごとの水先業務の対応体制等		
	を内容とする当直表を作成し、毎週月曜日までに公表するものとす		
	る。		
	水先の求めの受け付けに当たっては、次に掲げる事項のほか、「船		
受付条件	舶の航行安全」又は「水先人の安定した供給体制」に支障がないこ		
	とを条件とするものとする。		
	1. 水先人の選任について利用者からの要請がない場合		
	(1)原則として、利用者から水先開始予定時刻の24時間前までに		
	申し込みされたものであること。		
	(2) 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況及び水域事情		
	等に基づいて作成する安全運航基準に適合したものであると。		
	2. 水先人の選任について利用者から要請がある場合		
	(1) 次のすべての要件を満たすものであること。		
	イ 当該水先人が当該要請を応諾すること。		
	ロ 当該要請が水先開始予定時刻の96時間前から48時間前		
	までに申込みされたものであること。(但し、48時間前		
	を過ぎても当該水先人が当該要請に応じる旨確認がで		

きた場合はこの限りではない。)

- ハ 当該要請に係る水先時間が、他の要請に係る水先の時間 と重複していないこと。この場合の水先の時間とは、水 先業務時間だけでなく、移動時間 (1時間) 及び休息時 間(1時間)を含めるものとする。
- ニ 以下の条件に該当することにより当該水先人以外の 水先人の技術的水準の確保に支障が生じるおそれがな いこと。
  - ・ 水先に特殊技術を要するバース又は特定の船舶につい て、当該水先人を含む特定の少数の水先人のみが当該 バース又は当該船舶の水先を行うことになること。
- (2) 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域 事情等に基づいて作成する安全運航基準及び会員の水先業 務経験年数等に応じた業務制限に適合したものであること。

## 会員への 連絡

本会が受け付けた水先の求めについては、次に掲げるところによ り会員に対し連絡を行うものとする。

- (1) 水先人の選任に関し利用者から要請があった場合には、 遅滞なく、当該要請のあった会員に連絡するものとする。
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合には、当直表に従って、水先 人の休息時間の確保その他の事情を考慮して、遅滞なく、会 員に連絡するものとする。
- (3) 前二号による会員への連絡方法は、電話、ファクシミリ、 電子メールその他確実な手段により行うものとする。

文書番号:品管-002

制定日 平成19年4月1日

改定日 平成 年 月 日

## 安全運航基準

清水水先区における基本的な水先引受限界基準は以下の通りとする。

#### 基本的な引受基準限界;

平均風速: 15m/sec 未満

視程 : 1,000m以上

UKC : 1.00m 以上

但し、各バースについて船型その他個々の条件がある場合は その条件に従うものとする。

# 水先業務経験年数に応じた業務制限

水先業務経験年数	就業範囲 (一級水先人)
	1. 新たに会員となった者に対し、入会の日から
1年未満	一年間、就業規則を次のとおり定める。
	(1) 入会の日より6ヶ月間、国際総トン数
	30,000トン未満の船舶に就業する。
	(2) 前号の期間経過後の6ヶ月間、国際総トン
	数50,000トン未満の船舶に就業する。
	2. 前項にかかわらず、入会後1年未満の会員は
	、水先人が2名乗船する応招船舶に、副水先人と
	して乗船することができる。